

議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

選挙管理委員会事務局 選挙担当

議案名

議案第45号 桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額及び単価を、公職選挙法施行令に規定する限度額及び単価に準じた額に改めようとするものです。

概要

公職選挙法施行令第109条の4、第109条の8及び第110条の4の規定に準じ、選挙運動用自動車の自動車借入額及び燃料費、ビラ作成に係る単価、選挙運動用ポスター作成に係る印刷費単価及び企画費を、下表のとおり改めます。

区分	現行	改正案	増減
選挙運動用自動車 自動車借入額	15,800 円/日	16,100 円/日	+300 円
選挙運動用自動車 燃料費	7,560 円/日	7,700 円/日	+140 円
選挙運動用ビラ作成 作成費単価	7 円 51 銭/枚	7 円 73 銭/枚	+22 銭
選挙運動用ポスター作成 印刷費単価	525 円 06 銭/枚	541 円 31 銭/枚	+16 円 25 銭
選挙運動用ポスター作成 企画費	310,500 円	316,250 円	+5,750 円

※ 選挙運動用自動車の運転手雇用及び一般運送契約(ハイヤー方式)に係る公費負担額の改正はありません。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

桐生市において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公営に係る限度額及び単価については公職選挙法施行令に準じており、統一地方選挙の執行に合わせ改正しております。